

# 浅科故郷づくり特区

都道府県名：

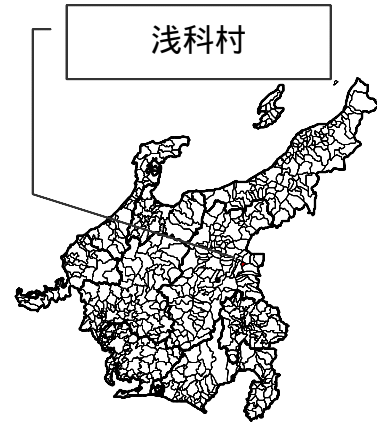
長野県

申請主体名：

浅科村

区域の範囲：

長野県北佐久郡浅科村の全域



特区の概要：

当村においては、兼業化や高齢化等が進行し年々遊休荒廃農地が増加している。その一方で、上信越自動車道などの高速交通網が整備され、大都市圏との時間、距離が短縮されたことにより、退職後に農業を行うことを目的とした永住希望者等が多い。このため、農地の下限面積緩和により、農地を持たない住民が水田や畑を購入したり貸借することが円滑にできることで、シルバー世代が自然あふれる環境の中で生きがいを持てる村を形成できるとともに、一般家庭でも親子での農業体験を通じた「故郷づくり」の推進をすることにより、農業の活性化と荒廃農地の解消を図る。

適用される規制  
の特例措置：

・農地取得後の農地の下限面積要件緩和



【五郎兵衛水田】



【農業体験の風景】